

令和3年第1回

千葉県後期高齢者医療広域連合議会
定例会議案

千葉県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	1 頁
議案第 2 号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 頁
議案第 3 号	千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第 4 号	令和 2 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)	16 頁
議案第 5 号	令和 2 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算 (第 2 号)	17 頁
議案第 6 号	令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	18 頁
議案第 7 号	令和 3 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	19 頁

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分したので、承認を求める。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の期末手当の改定による所要の改正を行うため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年11月30日専決

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清 水 聖 士

千葉県後期高齢者医療広域連合条例第 号

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

(千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

2 令和2年12月に支給する期末手当に係る第12条第1項及び第19条第1項において準用する給与条例第23条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び千葉県後期高齢者医療広域連合
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

- 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域
連合条例第18号）

（第1条関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（期末手当） 第23条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第26条第2項において「特別管理職員」という。）にあつては<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第23条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第26条第2項において「特別管理職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6（略）</p>

- 千葉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年千
葉県後期高齢者医療広域連合条例第1号）

（第2条関係）

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1</u> この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

2 令和2年12月に支給する期末手当に係る第12条第1項及び第19条第1項において準用する給与条例第23条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

議案第 2 号

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の期末手当の改定による所要の改正を行うため。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年千葉県
後期高齢者医療広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.
5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第26条第2項において「特別管理職員」という。))にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第26条第2項において「特別管理職員」という。))にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

議案第 3 号

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準を改めるため。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「同条第2項に規定する金額」を「同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第4号中「（昭和40年法律第33号）」を削る。

附則第2条中「第15条第1号から第3号までの規定中「総所得金額」を

「第15条第1項第1号中「総所得金額及び」に改め、「控除した金額）」の次に「及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額）」と、「同条第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」を加える。

附則第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条第1項及び附則第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が<u>地方税法第314条の2第2項に規定する金額</u>を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額</p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が<u>同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税</u></p>

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に285,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する

法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に285,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等の

被保険者の数に520,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

- (4) 前各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

2 (略)

附 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第15条第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額)」とする。

うち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に520,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

- (4) 前各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

2 (略)

附 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第15条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額)及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額)」と、「同条第2項第1号」とあるのは「地

方税法第314条の2第2項第1号」とする。

(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 令和2年度における保険料の賦課総額の算定 第3条及び第4条 削除

定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「令和2年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い」とする。

(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第4条 令和2年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。

議案第4号

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第2号)

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について、別添のとおり議決を求める。

令和3年2月22日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

議案第5号

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算
(第2号)

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)に
ついて、別添のとおり議決を求める。

令和3年2月22日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井 崎 義 治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の
規定により議決を求める。

議案第6号

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、別添のとおり議決を求める。

令和3年2月22日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎 義治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

議案第7号

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算

令和3年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、別添のとおり議決を求める。

令和3年2月22日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 井崎 義治

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求める。